

# 益田清風高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を受け、当校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの定義

### いじめ防止対策推進法【第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が身心の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、危機感を持って未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

## 2 いじめの具体的な態様

本校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

※その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを「いじめ防止対策推進法」に則り、客観的に判断するものとする。

## 3 学校の基本姿勢

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるために、教職員による生徒の居場所づくり、生徒相互の絆づくりに取り組むとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

- (1) 学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- (2) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (3) いじめ問題には、教職員が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。

- (4) すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- (5) いじめ問題は解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導や支援を行う。
- (6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。(改訂事項 4)
- (7) MS リーダーズ等のボランティア活動や教育活動を通じて、全ての生徒が、認められ、満たされているという思いを抱き、自己有用感や自己肯定感が高められるように努める。(改訂事項 8)
- (8) 学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者等や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるよう措置を講じ、その内容を必ず入学時・年度の開始時に児童生徒、保護者等、関係機関等に説明する。(改訂事項 5)

#### 4 いじめ防止等の対応のための組織及び学校いじめ防止プログラム（年間計画）

##### (1) 組織

###### いじめ防止対策推進法【第 22 条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◇本校は、次のような組織を設置する。

###### [組織の名称]

益田清風高等学校いじめ対策連絡協議会

###### [組織の構成員]

- ・学校関係者…校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、教育相談部長、学年主任（各学年）
- ・外部機関…弁護士、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、保護者等代表、地域代表  
※校長が会を司る。会務は教頭が担当し、生徒指導部長がこれを補佐する。また、必要に応じて外部専門家等の協力を得る。

###### [組織の運営]

- ・年 2 回（5月・1月）いじめ対策連絡協議会を開催する。  
第 1 回は、学校の現状の確認及び基本方針の検討をするとともに、年間計画を決定する。  
第 2 回は、取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを検討する。
- ・重大事態発生時には、速やかに「いじめ対策連絡協議会」を開催し、事態の対応に当たる。

##### (2) 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

月	行 事	取 組 内 容	目 的
4	職員会・入学式	・教職員、保護者等に基本方針の説明	いじめ基本方針の周知徹底

	情報モラル講話 (新入生保護者対象)	・外部講師（グリー）を招いて情報モラルに関する講話を実施	情報モラルといじめの関連についての理解
	新入生オリエンテーション	・学校生活における規律指導、情報モラル指導等	より良い学校生活を送る
	環境調査アンケート①	・全校生徒を対象に、タブレットで実施	仲間との関わりについて情報
	いじめ防止職員情報交換会(毎月)	・基本方針の確認、気になる生徒についての情報交換	生徒理解と情報共有
	教育相談週間（二者面談）①	・担任と生徒の二者面談	早期発見、早期対応
5	第1回いじめ対策連絡協議会①	・現状の確認、基本方針の検討、年間計画の決定	いじめ防止対策の見直し
6	第1回校内いじめ防止職員研修会	・講師を招いて、全職員対象に実施	いじめ防止等についての対応
	第1回県いじめ調査①	・全校生徒対象に、タブレットで実施	情報収集
7	夏季三者懇談	・家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認	情報収集による早期発見、早期対応
	学校評価	・生徒、保護者等向けに相談窓口の周知（文書の配布） ・生徒、保護者等による学校評価	いじめに関する評価と改善策
8	環境調査アンケート②	・全校生徒対象に、タブレットで実施	仲間との関わりについて情報
9	総合質問調査	・i-check（全校生徒対象）	情報収集と学校生活の様子の把握
10	教育相談週間（二者面談）②	・担任と生徒の二者面談	早期発見、早期対応
11	第2回校内いじめ防止職員研修会	・人権に関する校内研修	いじめの実態把握
	第2回県いじめ調査②	・全校生徒を対象に、タブレットで実施	情報収集
12	情報モラルLHR	・各クラス情報モラル推進委員と協力し、情報モラルに関するLHRを実施	情報モラルについての理解
	人権に関する全校統一LHR	・全クラスで人権をテーマにしたLHRの実施	人権感覚の育成
	冬季三者懇談	・家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 ・生徒・保護者等向けに相談窓口の周知（文書の配布）	情報収集による早期発見、早期対応
1	第2回いじめ対策連絡協議会②	・取組の成果と課題、基本方針等の見直し・検討	1年間の取組の成果と課題
	第3回県いじめ調査③	・全校生徒を対象に、タブレットで実施	情報収集
2	第3回校内いじめ防止職員研修会	・現状の点検と次年度に向けての課題確認	1年間の取組の成果と課題

#### ＜主な具体的取り組み＞

- ① 県いじめ調査（タブレット） 年3回（6月・11月・1月）
- ② 情報モラル講演（1年次生） 年1回（4月）
- ③ 情報モラルLHR 年1回（12月）
- ④ 教育相談週間 年2回（4月・10月）
- ⑤ いじめ対策連絡協議会 年2回（5月・1月）
- ⑥ 環境調査（タブレット） 年2回（4月・8月）

（環境調査では、学校生活・家庭・学習など7項目についての満足度調査を行い、生徒の様々な悩みなどについて把握・共有することで、生徒の居場所を確保し、自己肯定感の育成を目的としています。）

#### 5 関係機関（警察等）との連携が必要と判断された場合

##### (1) 岐阜県教育委員会との連携

- ① 関係生徒への指導・支援、保護者等への対応方法
- ② 関係機関との調整

## (2) 下呂警察署との連携

- ① 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ② 犯罪等の違法行為がある場合

## (3) 福祉関係機関との連携

- ① 家庭での養育に関する指導・助言
- ② 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

## (4) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

- ① 精神保健に関する相談
- ② 精神症状についての治療、指導・助言

# 6 ネットいじめの予防と対処について

## (1) ネットいじめとは

・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

## (2) ネットいじめの予防

- ① 保護者等への啓発
  - (ア) フィルタリング
  - (イ) 保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
  - (ア) 教科「情報」における情報モラル教育の充実
  - (イ) ネット社会についての講話（防犯）の実施

## (3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
  - (ア) 被害者からの訴え
  - (イ) 閲覧者からの情報
  - (ウ) ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処
  - (ア) 状況確認状況の記録管理者へ連絡
  - (イ) 削除依頼
  - (ウ) いじめへの対応及び警察への相談

# 7 「重大事態」と判断された時の対応

## (1) 重大事態の意味について

児童生徒や保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。（改定事項 12）

例えば、以下のようなケースが想定される。

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 対応手順

①速やかに、いじめ対策連絡協議会を開催する。

②必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。

※構成員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣は、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

③県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。

④生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項

①県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り実施方法や内容等について指示を仰ぐ。

②生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾にして説明を怠ることがないようにする。

③因果関係の特定を急がず客観的な事実関係を速やかに調査し可能な限り網羅的に明確にする。

④学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。

⑤生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒及び保護者等に説明する等の措置を取る。

⑥調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）

⑦調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者等に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

8 いじめの解消の定義

「いじめが解消している」状態とは、少なくも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策組織の判断で、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、

被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。(改定事項 10)

## 9 情報等の取扱いについて

### (1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者等に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データは、生徒の在籍期間中は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に生徒の生命等に被害が生じた自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となる。

※心理検査等、いじめ調査（記名あり）、迷惑調査（記名あり）、進路調査等

### (2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

### (3) 資料の保管について

アンケートの質問票の原本等の一次資料、およびアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。(改訂事項 11)

## 別紙1（いじめ問題に関する学校の取組）～主な流れ～

### 学校全体

- ・教育活動全体を通じて、すべての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整備し、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・外部評価を定期的に実施し、自校の教育活動の点検及び見直しを実施する。
- ・教職員の資質向上及び人権意識向上を図るべく、管理職による定期的な自己啓発面談や職員研修会を実施する。

### いじめ防止対策連絡協議会

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| ・学校のいじめ防止基本方針作成及び見直し | ・年間指導計画の作成          |
| ・校内研修会の企画及び立案        | ・調査結果、報告等の情報の整理及び分析 |
| ・いじめが疑われる案件の事実確認及び判断 | ・配慮を要する生徒への指導、援助方針  |

## 未然防止

### 【生徒指導部】

- ・望ましい生活習慣の定着を図る。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。  
(外部講師による講話)
- ・地域との緊密な連携から校外生活指導の充実を図る。

### 【教育相談部】

- ・教育相談室利用推進及び校外の相談窓口について、文書で定期的に広報する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用するための職員研修会を実施する。

### 【教務部】

- ・授業規律の確立を推進するとともに、学習環境を定期的に点検・整備する。
- ・各教科の授業研究を推進し、わかる授業を実践する。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を推進する。

### 【進路指導部】

- ・進路実現に向けて情報を提供し、目的意識をもたせる指導をする。
- ・インターンシップや社会体験学習を通して、望ましい勤労観・職業観を育成する。

### 【特別活動部】

- ・ホームルーム活動や生徒会活動を通して、人間として望ましい在り方・生き方を考え、互いに尊重し合う態度を養う。
- ・MSリーダーズ活動等ボランティア活動を推進し、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・部活動に自主的、積極的に取り組み、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としての規範意識の高揚を図る。

## 早期発見

### 【生徒指導部】

- ・生徒に関する情報収集に努めるとともに心配な生徒は早い段階で家庭に連絡（電話又は訪問）をする。
- ・年3回いじめ・迷惑調査及び年2回教育相談週間を設定し情報収集に努める。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との情報交流を図る。
- ・生徒の特性に応じて、必要であれば初期段階よりSCなどを交えた指導を行う。

### 【教育相談部】

- ・教育相談室利用推進及び校外の相談窓口について、文書で定期的に広報する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用するための職員研修会を実施する。

### 【保健安全部】

- ・保健室利用者に対して、身体的な健康管理指導だけでなく、心の相談活動も推進する。

### 【学年部・担任・教科担任】

- ・配慮を要する生徒は、常に学年会で情報交流を行い時系列で記録を残す。

## 未然防止

### 【保健安全部】

- ・保健室による各種健康管理活動を通して、生命尊重の意識の高揚を図る。

### 【学年部・担任・教科担任】

- ・担任は教科担任と連携を緊密にして生徒の状況を把握し、記録に残す。
- ・家庭との緊密な連携により、教育環境の整備と充実を図る。